

※交付金、個別補助金による支援を実施

面的な既存ストックの質の向上を促進し、良好な市街地環境の整備を推進するため、複数の既存住宅・建築物ス トックのリノベーションを行う取組に対する支援を行う「複数棟改修型優良建築物等整備事業」を創設する。

補助要件

- ■建築物・地区の要件等
- ・複数の敷地等の合計が概ね1.000㎡以上の敷地で行われる老朽化した既存住宅・建築物の改修であること。
- ・地方公共団体において、10戸以上、土地・建物の所有権を有する者が10名以上、又は10棟以上の住宅・建築物ストックの 改修について、対象区域、計画期間、改修内容等が記載された計画が作成されていること。
- ※補助金においては、官民連携の協議会が組織されており、まちづくり計画等に位置付けられた地区であること。
- ■主な事業要件

次のいずれかに該当すること

- ①建築協定等に基づき一定の制限を受けるものであること。
- ②日常的に開放された敷地(建築物を含む。)内の公共的通路又は公開空地を整備 するものであること。

補助対象

以下の1、2に要する調査設計費、除却費、改修工事費

- 1. 市街地環境の整備に要する費用
- ① 建築協定等に基づく一定の制限を受けて実施する改修
- ② 日常的に開放された敷地(建築物を含む。)内の公共的通路又は公開空地の整備
- 2. 耐震改修、アスベスト改修、バリアフリー改修、省エネ改修、防災対策改修

受けて実施する改修イメージ

○一定のエリアにおいて、意匠、形態等に制限を







施行者

地方公共団体、民間事業者 等

対象地域

全国

補助率 期限

- ■補助率 全体事業費の1/3以内(事業主体に対する地方公共団体の支援額の1/2が上限) ただし、市街地環境の整備に要する費用及び除却費の合計した額が、バリアフリー改修費、省エネ改修 費、防災対策改修費の合計した額以上であることとする。
- ■着手期限 補助金については2024年(令和6年)3月31日